

令和3年度災害時等応急対策に関する基本協定締結業者を公募します

熊本復興事務所では、直轄事業区域（令和3年度開所予定の阿蘇砂防事務所の事業区域を含む）において、大規模な災害が発生もしくは災害の発生が予測された場合、応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ特定の実施業者を定め、応急復旧工事等を迅速に実施し、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に資することを目的として、『熊本復興事務所における災害時等応急対策に関する基本協定』の締結業者を公募します。

協定の締結を希望される事業者は、別紙「公告」をご覧ください、「基本協定申請書」により申請をお願いします。

【公募内容】

1) 部門・業者数

〔工事分野〕

- ① 土木部門 10社程度

〔業務分野〕

- ① 測量・設計部門 20社程度
② 測量・設計（大規模土砂災害対策検討）部門 5社程度
③ 地質調査部門 10社程度
④ 航空写真撮影・航空レーザー測量部門 5社程度

※「航空写真撮影・航空レーザー測量部門」については、「航空写真撮影」「航空レーザー測量」のいずれかの応募でも可としますが、有人航空機による撮影・測量に限るものとします。）

2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

- ・交付期間 令和3年2月15日（月）～令和3年3月4日（木）
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ・交付場所 〒869-1404 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽3574番地
国土交通省 九州地方整備局 熊本復興事務所 工務第一課
- ・交付方法 手渡しにより電子媒体（CD）で交付します。

3) 技術資料提出期間

令和3年2月15日（月）～令和3年3月5日（金） 17時00分まで

4) お問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 熊本復興事務所 工務第一課（星子、吉永、大野）
電話：0967-67-2034 Fax：0967-67-2085

令和3年2月15日

国土交通省 九州地方整備局

熊本復興事務所

公 告

(熊本復興事務所における災害時等応急対策に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

令和3年2月15日

国土交通省 九州地方整備局
熊本復興事務所長 大榎 謙

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

熊本復興事務所における災害時等応急対策に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、熊本復興事務所（以下「当事務所」という。）の直轄事業区域（令和3年度開所予定の阿蘇砂防事務所の事業区域を含む）、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄事業区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において災害が発生し、または発生の恐れがある場合の応急対策等に関し、あらかじめ特定企業と協定締結をすることにより、緊急時の点検・測量・設計・航空写真撮影及び応急復旧工事、公物管理を行う上で必要な緊急作業等（大雨、地震等に伴う巡回、雪寒対策、疫病等の拡散防止対策など）を迅速に実施し、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に資することを目的とする。

(2) 協定対象区域及び協定対象企業数等

本協定の対象は、「業務分野（測量・設計部門、測量・設計（大規模土砂災害対策検討）部門、地質調査部門及び航空写真撮影・航空レーザー測量部門）」、「工事分野（土木部門）」とし、公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、下記のとおり予定している。

なお、本協定の締結は分野・協定対象区域毎に行い、他の分野・協定対象区域と重複することはできない。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の対応を要請する場合がある。

【業務分野】

対象部門	協定対象区域	協定対象企業数
測量・設計	熊本復興事務所管内 (別図－業務)	20社程度
測量・設計 (大規模土砂災害対策検討)	熊本復興事務所管内 (別図－業務)	5社程度

地質調査	熊本復興事務所管内 (別図－業務)	10社程度
航空写真撮影・ 航空レーザー測量	熊本復興事務所管内 (別図－業務)	5社程度

※ 当事務所が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第29条の規定に基づき管理区間外の事務を行う場合には、その事務を行う範囲を本協定の対象区域とする。

【工事分野】

対象部門	協定対象区域			協定対象企業数
土木	熊本復興事務所管内 (別図－工事1)	白川上流区域	高森町、南阿蘇村	5社程度
		黒川区域	阿蘇市	5社程度

※ 土木部門で協定を締結した企業は、大雨時及び地震発生時等において熊本復興事務所長より要請があった場合、協定区間内の細分化されたエリア（別図－工事2）の巡視を行うものとし、この巡視については、1.（5）でいう災害が発生した場合等における工事の請負契約とは別に「熊本復興事務所管内災害時巡視」の契約を行うものとする。また、同契約において、連絡員を選任して契約する場合がある。

（3）協定期間 令和3年4月1日（予定） ～ 令和4年3月31日

（4）協定を締結する企業の特定

- 1）本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。
本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。
提出は1部門のみとし重複提出を認めない。

- 2）提出する技術資料は、下記のとおりとする。

【業務分野】

- ①技術者の所在地
- ②災害を想定した簡易な業務計画
※「航空写真撮影・航空レーザー測量部門」においては撮影又は測量計画
- ③有資格技術者数等
- ④対象部門の企業としての業務実績
※「測量・設計（大規模土砂災害対策検討）部門」以外の部門
- ⑤同種業務の実績
※「測量・設計（大規模土砂災害対策検討）部門」のみ

【工事分野】

- ①本店及び工事基地の所在地
- ②災害を想定した簡易な施工計画
- ③有資格技術者数等
- ④対象部門の企業としての工事实績

- ⑤資機材等の調達能力
- ⑥災害協定等の実績

3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって各部門の協定対象区域毎に協定対象企業を特定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

4) 特定の協定対象区域に希望が集中する等、協定対象企業数に過不足が生じた場合は、技術資料を提出した企業の範囲内で調整を行うことがある。

調整とは、希望する協定対象区域以外での協定を締結する場合とする。

(5) 本協定締結後の工事等の請負契約

1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が業務又は工事等の実施が必要と判断した場合は、当事務所は対象となる区域の協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる業務又は工事等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は業務又は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

2) 1) に該当する場合であっても、当事務所が諸般の事由から対象となる協定区域の協定企業に業務又は工事等を実施させることが適切でないと判断した場合は、同部門の他の協定企業の了解を得て、必要となる業務又は工事等の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として業務又は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務又は工事は行わない。

(6) 本協定の砂防事業に関する要請について

砂防事業に関する要請については、阿蘇砂防事務所長より行う予定である。

2. 参加資格要件

【業務分野、工事分野共通】

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止及び建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 当事務所の直轄事業区域において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区域（業務の場合は当事務所）へ配置予定技術者が概ね1時間程度で到着できる体制を確保できること。

なお、業務分野の「測量・設計（大規模土砂災害対策検討）部門」については、概ね3時間程度で到着できる体制を確保できること。

(6) 直轄管理区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。

【業務分野】

(7) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の希望部門に関する一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の希望部門に関する一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。

なお、認定されていない者は、当該協定を無効とする。

各部門の参加資格は、以下のとおりとする

対象部門	一般競争（指名競争）参加資格
測量・設計	土木関係建設コンサルタント業務
測量・設計 （大規模土砂災害対策検討）	
地質調査	地質調査業務
航空写真撮影・ 航空レーザー測量	測量業務

(8) 本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店・支店等の住所で、配置予定技術者が恒常的に常駐しているところに限る。以下同じ）が熊本県内に所在すること。

また、熊本県内の本店・支店等に常駐し3ヶ月以上雇用関係を有する技術者で、以下の資格を有する者を配置できること。

なお、「測量・設計（大規模土砂災害対策検討）部門」については、九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県）内を所在地とする。

「測量・設計部門」及び「測量・設計（大規模土砂災害対策検討）部門」

：測量士1名以上かつ、技術士又はR C C M 1名以上

資格区分は下記のとおりとする。

技 術 士 ： 建設部門又は総合技術監理部門〔選択科目が建設部門のものに限る〕

R C C M : 河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門

「地質調査部門」 : 技術士又はR C C M 1 名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

技 術 士 : 建設部門、応用理学部門 [選択科目が地質に限る]、
総合技術監理部門 [選択科目が建設部門又は応用理学ー地質に限る]

R C C M : 河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門

「航空写真撮影・航空レーザー測量部門」 : 測量士 1 名以上

(9) 災害を想定した簡易な施工計画 (「航空写真撮影・航空レーザー測量部門」においては撮影又は測量計画) が適切であること。

【工事分野】

(1 0) 九州地方整備局 (港湾空港関係を除く) における令和 3 ・ 4 年度一般土木工事に係る C 等級の一般競争 (指名競争) 参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局 (港湾空港関係を除く) における令和 3 ・ 4 年度一般土木工事に係る C 等級の一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を令和 3 年 4 月 1 日時点において受けていること。なお、認定されていない者は、当該協定を無効とする。

(1 1) 建設業法に基づく主たる営業所 (一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。) が、熊本県内に所在すること。

(1 2) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

(1 3) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局 (港湾空港関係を除く。) における令和 3 ・ 4 年度の一般土木工事に係る C 等級の一般競争 (指名競争) 参加資格の申請の鏡の写しを添付すること。なお、令和 4 年 3 月 3 1 日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(1 4) 災害を想定した簡易な施工計画が適切であること。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒869-1404

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽3574番地

国土交通省 九州地方整備局 熊本復興事務所

担当： 工務第一課 専門官 及び 係長 及び 工務係長

電話： 0967-67-2034

(2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間： 令和3年2月15日（月）から令和3年3月4日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所： 九州地方整備局 熊本復興事務所 工務第一課 内

③ 交付方法： 手渡しにより、電子媒体（CD）で交付する。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間： 令和3年2月15日（月）から令和3年3月5日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

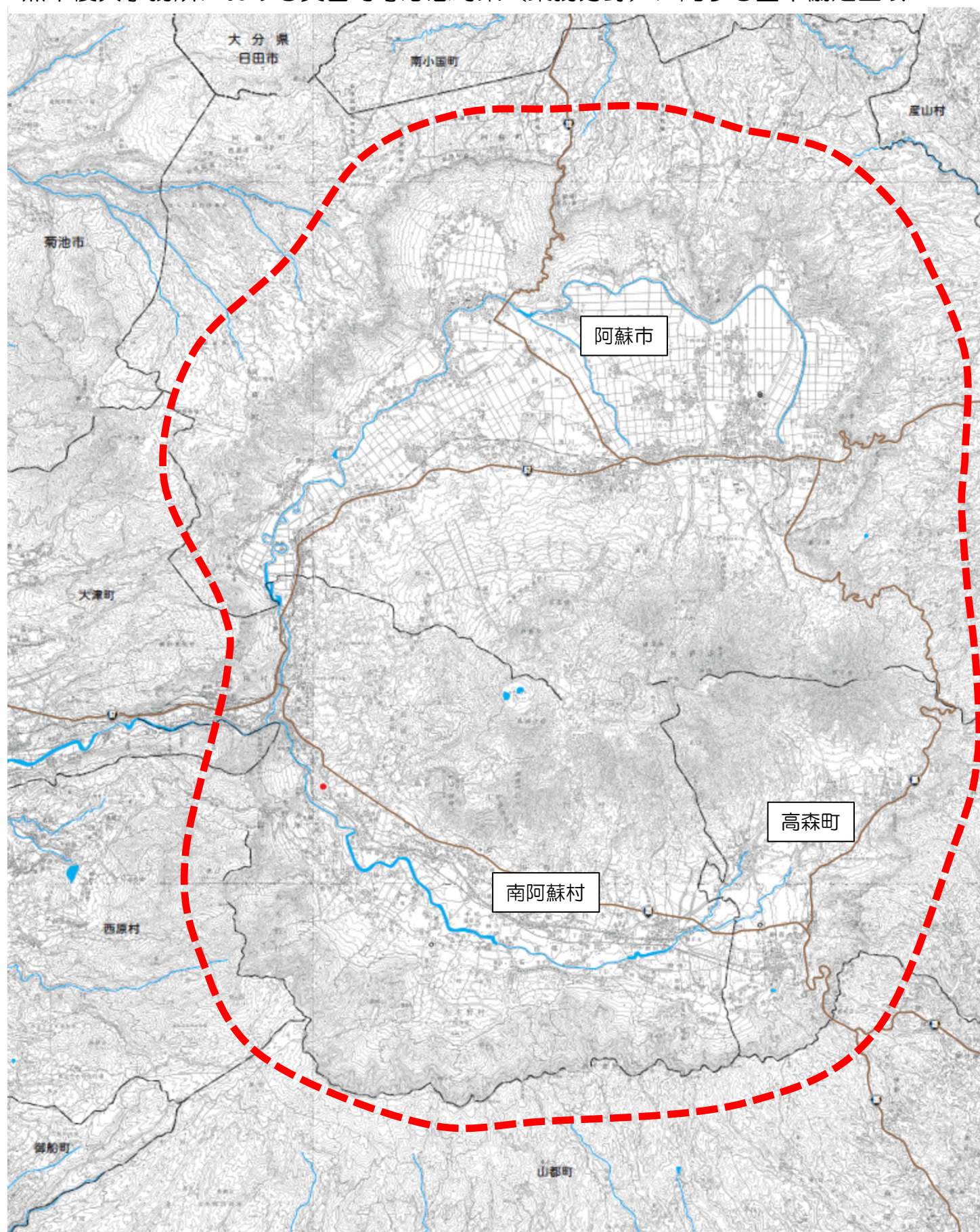
② 提出場所： 上記3.（2）②に同じ。

③ 提出方法： 持参又は郵送等により提出する。
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。

4. その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。

熊本復興事務所における災害時等応急対策（業務分野）に関する基本協定区域



熊本復興事務所における災害時等応急対策（工事分野）に関する基本協定区域

